

「野菜サポーター」制度実施規約

制定：令和3年11月16日

改正：令和4年11月14日

改正：令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 農林水産省では、国民1人1日当たりの平均野菜摂取量を350gに近づけること及び国内農業に対する消費者の関心を高め需要を喚起することを目的として、「野菜を食べようプロジェクト」を実施しており、本目的に賛同する企業・団体等の関係者（以下「企業等」という。）とともに、野菜の消費拡大を推進するため、「野菜サポーター」（以下「サポーター」という。）制度を設置しています。本規約は、サポーター制度を実施するに当たり必要な事項を定めるものとします。

(サポーターの取組内容)

第2条 サポーターは、国民1人1日当たりの平均野菜摂取量を350gに近づけること及び国内農業に対する消費者の関心を高め需要を喚起することを目的として、以下のいずれかに取り組むこととし、併せて、農林水産省が行う「野菜を食べようプロジェクト」に関する取組への協力又は機会の活用に努めることとします。

- (1) 野菜を使用した商品の販売・提供
- (2) 野菜を摂取することの重要性を消費者へ広く周知
- (3) 国産野菜の価格低迷時等に国産野菜の利用促進を図るための消費者への情報発信

(サポーターの申請)

第3条 第1条の趣旨に賛同し、本制度への参加を希望する企業等は、別記様式1に必要事項を記入し、農林水産省農産局園芸作物課（以下「事務局」という。）へ申請することとします。

2 次の各号のいずれかに該当する企業等からの申請は受け付けないものとします。

- (1) 政治団体又は宗教団体であること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること。

(サポーターの登録)

第4条 事務局は、前条による申請があった場合において、別記様式1に記載された取組が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その企業等をサポーターとして登録します。

- (1) 「野菜を食べようプロジェクト」の趣旨に沿っていること。
- (2) 野菜を使用した商品を販売・提供していること、又は野菜を摂取することの重要性や国産野菜の利用促進を図るための対外的な情報発信を、定期的かつ効果的に（年に複数回以上かつ毎回異なる内容で）行っていること。
- (3) 取組計画の内容が具体的であり、実現性が認められること。

2 事務局は、前項により登録したサポーターについて、サポーター名及びその取組内容を農林水産省 Web ページに公表します。また、同情報を公式 SNS、公表資料等により対外的に使用する場合があります。

(ロゴマークの利用)

第5条 ロゴマークは、サポーターに登録された者が利用できるものとします。なお、利用に当たっては、「野菜を食べようプロジェクト」ロゴマーク利用規程に従うものとします。

2 事務局は、第2条の目的を達成するため、サポーターの取組の周知やサポーター間の交流の促進等に向けた取組等を行います。

(取組実績の報告)

第6条 サポーターは、別記様式2により、年間（前年10月から当年9月末まで）の取組実績を、毎年10月末日までに事務局へ報告することとします。

2 事務局は、前項に基づき報告された内容を農林水産省のWebページに公表します。また、同内容を公式SNS、公表資料等により対外的に使用する場合があります。

(会費)

第7条 サポーターの会費は無料とします。

(機密保持)

第8条 サポーターは、取組実施に当たり、事務局及び各サポーターの間で共有された情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表又は漏洩しないものとします。

(個人情報の取扱)

第9条 事務局が入手したサポーター及びその申請を行った企業等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理します。

(変更等の届出)

第10条 サポーターは、登録時に事務局に提供した情報に変更があったときは、その変更内容を遅滞なく事務局に届け出ることとします。

2 登録の抹消を希望するサポーターは、別記様式3に必要事項を記入し、事務局に届け出ることとします。

(是正の要求)

第11条 事務局は、サポーター又はその関係者が、次のいずれかに該当すると認める場合、当該サポーターに対し是正を求めることがあります。

- (1) 本規約に違反している、又はその疑いがある場合
- (2) その他、本制度の趣旨に反する行為を行った、又はその疑いがある場合

(登録の取消し等)

第12条 事務局は、サポーターが本規約若しくは「野菜を食べようプロジェクト」の趣旨に反するような行為又は公序良俗に反する若しくは反するおそれがある行為を行った場合には、次の措置を講じることができるものとします。

- (1) 警告
- (2) サポーター登録の取消し
- (3) 企業等名の公表
- (4) 訴訟

(免責事項)

第13条 農林水産省は、サポーターの活動に起因又は関連して当該サポーター又は第三者（他のサポーターを含みます。）に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとします。

2 農林水産省は、第 11 条及び第 12 条によりサポーター又はその関係者に発生した損害について何ら責任を負わないものとします。

(規約の改正等)

第 14 条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、サポーターに通知します。

2 本規約の改正によりサポーターに不利益が生じた場合も、農林水産省はその責任を負うものではありません。

(附則)

1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

2 改正前の本規約に基づき登録されたサポーターは、改めて改正後の本規約第 3 条第 1 項による申請を行う必要はないものとします。

(担当)

農林水産省「野菜を食べようプロジェクト」事務局

農林水産省農産局園芸作物課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

TEL : 03-3501-4096 E-mail : yasaitabeyou@maff.go.jp

別記様式1

「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター申請書

「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター制度の趣旨に賛同し、実施規約第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所：

申請者の名称：

リンク先 URL：

代表者名：

農林水産省 野菜を食べようプロジェクト事務局 御中

「野菜サポーター」制度実施規約を確認しました。

現在の取組	<input type="checkbox"/> ①野菜を使用した商品を販売・提供している	
	<input type="checkbox"/> ②野菜を摂取することの重要性や国産野菜の利用促進を図るための対外的な情報発信を、定期的かつ効果的に(年に複数回以上かつ毎回異なる内容で)行っている	
サポーター登録後の取組計画		
担当者連絡先	担当部署	
	氏名(ふりがな)	
	電話番号	
	メールアドレス	

(添付書類)

- ・サポーター登録時に掲載する、貴社を象徴するロゴマーク等
- ・「現在の取組」に関する写真(例. 活動風景、商品、SNSで発信した際のスクリーンショット等、公表可能なもの)

(注意)

サポーターとして登録した場合、この申請書に記入された取組内容、写真等の提供情報を農林水産省 Web ページ等の公表コンテンツで使用しますので、公表不可の内容についてはその旨、明示してください。

別記様式1

「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター申請書

「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター制度の趣旨に賛同し、実施規約第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

○年○月○日

申請者の住所：東京都千代田区○○
 申請者の名称：○○○○株式会社
 リンク先 URL：<https://○○○.html>
 代表者名：農林 太郎

農林水産省 野菜を食べようプロジェクト事務局 御中

「野菜サポーター」制度実施規約を確認しました。

現在の取組	<input checked="" type="checkbox"/> ①野菜を使用した商品を販売・提供している	
	<input checked="" type="checkbox"/> ②野菜を摂取することの重要性や国産野菜の利用促進を図るための対外的な情報発信を、定期的かつ効果的に(年に複数回以上かつ毎回異なる内容)行っている (取組場所、取組内容(ロゴ使用含む。)をできるだけ具体的にご記入ください。) (記入例) ・Web サイト(アクセス数○○人/月)での発信(○月～○月に計○回発信)、SNS(フォロワー数○○人)への発信(○月～○月に計○回発信)による野菜1日 350g以上の摂取の重要性や国産野菜の利用の促進について周知。 ・野菜を使用した商品である○○を販売し、野菜の消費を推進。 ・野菜を使った商品のプロモーションの一環で、「野菜を摂取することの健康上の利点」をテーマとしたイベント・セミナーを定期開催。 (※情報発信や周知は定期的(複数回)かつ効果的(毎回異なる内容)に行われていることが分かるように記入してください)	
サポーター登録後の取組計画	(できるだけ具体的にご記入ください) (記入例) ・ホームページ及び SNS において、「野菜を食べようプロジェクト」Web サイトのリンク及びロゴを紹介し、○○に対して「野菜を食べようプロジェクト」の趣旨、野菜1日 350g以上摂取することの重要性や国産野菜の利用の促進について周知する。 ・○月～○月、食生活に野菜・果実を取り入れることの重要性に関するリーフレットやレシピを作成し、○○で配布するとともに、商品(野菜を使った加工品等)にロゴをつけて販売する。	
担当者連絡先	担当部署	
	氏名(ふりがな)	
	電話番号	
	メールアドレス	

(添付書類)

- ・サポーター登録時に掲載する、貴社を象徴するロゴマーク等
- ・「現在の取組」に関する写真(例. 活動風景、商品、SNS で発信した際のスクリーンショット等、公表可能なもの)

(注意)

サポーターとして登録した場合、この申請書に記入された取組内容、写真等の提供情報を農林水産省 Web ページ等の公表コンテンツで使用しますので、公表不可の内容についてはその旨、明示してください。

別記様式2

「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター取組実績報告書

「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター制度実施規約第6条第1項に基づき、取組実績を報告します。

年 月 日

登録者名：

報告者名：

農林水産省 野菜を食べようプロジェクト事務局 御中

報告対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
取組実績	
今後の取組予定	
担当者連絡先	

(添付書類)

「取組実績」に関する写真(例. 活動風景、商品、SNS で発信した際のスクリーンショット等、公表可能なもの)

(注意)

情報発信に取り組まれている場合、「取組実績」に定期的(複数回)かつ効果的(毎回異なる内容)に行われていることが分かるように記入してください。

別記様式3

「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター登録抹消届出書

年 月 日

農林水産省 野菜を食べようプロジェクト事務局 御中

登録者名：

登録者住所：

代表者名：

野菜サポーターの登録を抹消したいので、「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター制度実施規約第10条第2項の規定により、届け出ます。